



ヒトパピローマウイルス (HPV) ワクチンの接種費用の払い戻しのご案内

保健課食育・健康対策係 ☎75-4960

ヒトパピローマウイルス (HPV) ワクチンの積極的勧奨の差し控えにより、定期接種の機会を逃した方が、定期接種の年齢を過ぎて、任意接種として自費で接種した場合、うきは市が定める上限額の範囲内で払い戻しをいたします。

対象者 以下の1~4のすべての基準を満たす方

1. 令和4年4月1日時点でうきは市に住民票がある方
2. 平成9年4月2日~平成17年4月1日までに生まれた女子
3. 16歳となる年度の末日までにHPVワクチン定期接種を3回接種を完了していない方
4. 17歳となる年度の初日から令和3年度末日までに日本国内の医療機関で2価または4価HPVワクチン任意接種を自費で受けた方

支給上限額

上限額 (1回 16,566円) の範囲内で最大3回分まで接種費用の実費相当を払い戻します。

※実費相当に、接種に要した交通費、宿泊費、申請に掲げる書類の発行に要した文書料等は含みません。

※接種費用の支払いを証明する書類の提出ができない場合は、市へご連絡ください。



申請期限

令和7年3月31日まで

児童扶養手当のご案内

福祉事務所子育て支援係 ☎75-4961

児童扶養手当

母子・父子世帯等の安定を図り、自立を促進することを目的に、父母の離婚・父(母)の死亡などによって、父(母)と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です。(支給要件あり)

全部支給	43,070円
一部支給	10,160円~43,060円

児童2人目は、10,170円の加算・3人目以降は6,100円加算。(全部支給の場合)

特別児童扶養手当

精神または身体に障がいがある20歳未満の児童を監護している父か母、又は父母に代わって、その児童を養育している人に支給されます。(支給要件あり)

重度障害児(1級)	一人につき 52,400円
中度障害児(2級)	一人につき 34,900円



★児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給されている方へ

8月は現況届を提出する月です。

この届は、受給者の前年の所得状況と8月現在の児童養育状況を確認するためのものです。

この届を忘れずと、引き続き受給資格があっても、以降の手当が受けられなくなります。**8月31日**までに届け出てください。

また、2年以上届出がないと時効となり、支払を受ける権利がなくなりますので、ご注意ください。